

白馬村の一部地区における営業時間の短縮等の要請を終了するとともに、
観光事業者が取り組む感染防止対策を支援するなど感染症対策を強化します

令和3年2月3日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

北アルプス圏域においては、1月16日に感染警戒レベルを4に引き上げたほか、1月20日には、圏域の医療提供体制が逼迫しつつあったことから、とりわけ感染の拡大が顕著な白馬村について感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、一部の地域の酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請を行うなど県としての感染症対策を強化してきました。

白馬村における直近1週間（1月27日～2月2日）の新規陽性者は34人と、いまだに高い水準にあります。この間、白馬村の飲食店の従業員等に対して集中的な検査を実施するなど、感染拡大の防止を図っており、これまで飲食店における集団的な感染の連鎖は発生していない状況です。

このため、白馬村中部地区における酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請は予定通り2月4日で終了しますが、2月4日までとしているレベル5の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を当面の間延長し、さらなる対策の強化を図ります。

2 白馬村における県の対策強化について

白馬村におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。白馬村にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、感染拡大地域への訪問を極力控えることなど、「感染拡大防止のお願い」（別紙）の遵守を徹底するとともに、次に掲げる県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します<継続>

（事業者への協力要請）

- ② 職場や共同生活の場での感染防止対策のさらなる徹底をお願いします<継続>
（事業者及び商店街等への支援）
- ③ 村と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組への支援を検討します<継続>
（集中的な検査の実施）
- ④ 高齢者施設等が行う自主的な検査の実施を支援します<新規>
（関係機関等との連携による対策の検討）
- ⑤ 観光事業者が取り組む感染防止対策を支援します<新規>
（公共施設の休止等の検討）
- ⑥ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、白馬村に対しても検討を要請します<継続>

① 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します<継続> (特措法第24条第9項)

白馬村にお住まいの方や訪問される方に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

② 職場や共同生活の場での感染防止対策のさらなる徹底をお願いします<継続>

事業者の皆様は、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、食器やタオルなどの共用を避けることなど、職場や従業員寮等の共同生活の場における感染防止対策を徹底してください。とりわけ、仕事の後や共同生活の場における飲食の際の感染防止対策に留意してください。

また、感染拡大地域[※]への訪問を極力控えることなど、「感染拡大防止のお願い」(別紙)の遵守の徹底を従業員に働きかけてください。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県(首都圏、関西圏など)

③ 村と連携し感染拡大防止対策などに係る地域の取組への支援を検討します<継続>

白馬村と連携し、地域の観光関係者や商店街等が取り組む感染拡大防止対策や風評被害防止対策のための取組等への支援を検討します。

④ 高齢者施設等が行う自主的な検査の実施を支援します<新規>

高齢者等の感染拡大抑制や施設内感染防止のため、施設設置者が、当該施設の従業員等を対象に自主的に行う検査に対して支援します。

⑤ 観光事業者が取り組む感染防止対策を支援します<新規>

従業員の共同生活に関する注意喚起や施設の感染防止対策の徹底をはじめ、従業員への自主検査や県外との往来自粛の呼びかけ、外国人へのわかりやすい説明等、(一社)HAKUBAVALLEY TOURISMが公表した10スキー場の統ルールやHAKUBAVALLEYクリーン認証制度の再徹底等の取組に対して、専門的な助言や情報提供などにより支援します。

⑥ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、白馬村に対しても検討を要請します<継続>

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策を徹底します。白馬村に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

感染拡大防止のお願い

令和3年2月3日時点

1 基本的なお願い

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します（飛沫感染）。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることによって感染します（接触感染）。このことを踏まえて、改めて以下のとおり基本的な感染防止策の徹底についてお願いします。

(1) 人との距離を確保（2m最低でも1m）してください

人と間近に接する機会を極力減らすようお願いします。特に、1m以内、15分以上、マスク非着用の接触はリスクが高まるので、できる限り回避するようお願いします。

(2) 3密（密閉、密集、密接）の環境を回避してください

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件の環境で感染リスクが高まりますので、「3密」環境の回避をお願いします。

(3) マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底してください

マスクの着用、手洗い又は手指の消毒について、意識しないで行うようになった今こそ、忘れてしまうことも増え注意が必要です。「短時間だから大丈夫」、「急いでいるから」といった気の緩みも生じがちですので、今一度、人と会話する際のマスクの着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底をお願いします。

(4) 体調が悪い方、体調がよくなって2日以内の方は外出をしないでください

体調が悪い方、体調がよくなって2日以内の方は外出をしないようお願いします。

なお、発症日前後に人に感染させる可能性が高く、無症状でも人に感染させるおそれがあることにも十分注意願います。

2 避けるべき場面に関するお願い

(1) 会食について

○ 会食の際には、感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、次の5つのポイントを徹底してください。なお、家庭内や知人同士での会食においてもご注意ください。

- ① 体調が悪い場合は参加しない、させない。
- ② 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）
- ③ 人と直接・間接に接触しない。（大皿料理、とり箸、お酌、司会・カラオケマイクの共用を避けるなど）
- ④ 飛沫を人や人の飲食物に飛ばさない。（会話時のマスク着用など）
- ⑤ こまめな換気

なお、お酒が入ると気が緩みがちになるので十分注意してください。

- 密な室内での大人数での飲食、あるいは長時間（概ね2時間超）の飲食とならないよう注意してください。

(2) 往來の自肅について

- 特定都道府県への訪問は、基本的に行わないでください。受験やリモートによることが困難な仕事など、訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。
- 特定都道府県にお住まいの方は、当該都府県の知事による要請に従って行動するとともに、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、不要不急の本県への訪問はなるべく控えてください。ご家族やご親戚の方が上記の区域にお住まいの場合は、大変ご心配のことと思いますが、連絡を取り合ってください、当該都府県の知事による要請を踏まえて慎重に行動するようお願いしてください。
- 特定都道府県を除く感染拡大地域^{*}への不要不急の訪問についても特に注意をお願いします。

また、感染拡大地域と往來された方は、2週間程度はご家庭への訪問等高齢者や基礎疾患がある方との接触を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（首都圏、関西圏など）

(3) 帰省や観光で本県にお越しになる方について

- 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、風邪症状がある、または、10日以内に症状があった方は帰省等を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応をお願いします。
- お住まいの都道府県等から出されている外出自肅等の要請を踏まえた行動をお願いします。
- 帰省された方から県内への感染も確認されております。普段会わない親しい親戚、友人との会食にご注意いただくとともに、一時的な滞在・同居、自動車の同乗にご注意をお願いします。

(4) 高齢者や基礎疾患のある方等と同居されている方について

手で触れる共用部分の消毒や家庭内でもマスクを着用するなど高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方に感染を広げないよう慎重な行動をお願いします。

3 その他のお願い

(1) 観光誘客・イベントについて

- 観光・宿泊施設等の観光事業者の皆様は、特定都道府県からの積極的な誘客は控えていただくようご協力をお願いします。
- 特定都道府県を含む全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1000人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様は、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するようお願いいたします。また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を行うようご協力をお願いします。

(2) 陽性者、医療従事者等の人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があるもので、皆さんご自身も例外ではありません。

このことを踏まえて、患者・陽性者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県に来られた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。